富山県消費者協会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、消費者に対し消費に関する正確な知識を普及するとともに生産 販売、消費の公正なる意志の疎通をはかり、もって県民生活の安定と向上 に資することを目的とする。
- 第2条 本会は富山県消費者協会という。
- 第3条 本会は主たる事務所を富山市におく。
- 2 本会は必要に応じ、理事会の決議を経て従たる事務所をおくことができる。
- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 1 消費生活の合理化教育
 - 2 消費者問題に関する調査研究
 - 3 消費者問題に関する情報および資料の収集と配布
 - 4 各種商店について比較と検討
 - 5 消費者相談および苦情処理
 - 6 生産者、販売者、消費者の意見交換
 - 7 その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 構成

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同する団体、法人および個人であって理事会の 承認したものをもって組織する。

第3章 会 計

- 第6条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第7条 本会の経費は補助金、賛助金、その他の収入をもってこれに充てる。

第4章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

会		長	1	名	7
副	会	長	1	名	7
常	任 理	事	若	干名	7
理		事	若	干名	7
監		事	2	名	<u></u>

- 第9条 会長は、理事会において選任する。
- 2 副会長および常任理事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。理事は会長が委嘱する。
- 3 監事は理事会にはかり、会長が委嘱する。
- 第10条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるとき、その職務を代行する。
- 3 常任理事は会長を補佐し、業務を掌理する。
- 4 理事は本会の業務に関する重要事項を審議決定する。
- 5 監事は本会の会計ならびに業務の執行状況を監査する。
- 第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員は任期満了であっても、後任者の就任するまではなおその任務にあたる ものとする。

第5章 理事会

- 第12条 本会に理事会をおく。
- 2 理事会は会長、副会長、常任理事ならびに理事をもって構成する。
- 3 理事会は会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。
- 第13条 次に掲げる事項は、理事会の議決または承認を得なければならない。
- (1) 事業計画および事業報告
- (2) 経費収支予算および決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他重要な事項ならびに本規約に定めのない事項
- 第14条 理事会の議事は、出席役員の過半数の同意によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 顧問および参与

- 第15条 本会に顧問および参与をおく。
- 2 顧問および参与は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の運営その他に関し、会長の諮問に応ずるものとする。
- 4 参与は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

第7章 専門委員

第16条 本会に専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は会長が委嘱する。
- 3 専門委員は消費者問題に関し必要な事項を調査研究する。

第8章 委員会

第17条 本会の運営の適正化をはかるため運営委員会をおくことができる。

- 2 委員は若干名とし、会長が委嘱する。
- 3 委員は任期を2年とする。

第9章 事務局

第18条 本会の事務を処理するために事務局をおく。

2 事務局の組織と運営については、別に定める。

附 則

- 1 設立当初の事業年度は昭和40年8月5日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 設立当初の役員は、設立世話人により選任する。
- 3 設立当初の役員の任期は、昭和42年3月31日までとする。
- 4 この改正は昭和46年度から適用する。